

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う固定資産税軽減申告の流れ

中小事業者等

認定経営革新等支援機関等

秩父別町役場

① 確認依頼

申告書の1・2を記入し、必要な書類を添付して認定経営革新等支援機関等に提出し、確認してもらう。

1. 事業収入割合について（事業収入の確認）
【添付書類：会計帳簿等（R2収入状況）・所得税青色申告決算書等（R1収入状況）】
2. 特例対象資産について（対象家屋の居住用・事業用割合の確認）
【添付書類：所得税青色申告決算書、収支内訳書等】
3. 誓約事項について（中小事業者等であることの確認）

② 申告内容確認(申告書確認欄に押印)

1. 事業収入の減少の確認
○令和2年2月～10月までの間で、任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が前年同期間と比べ30%以上もしくは50%以上減少していることを会計帳簿等で確認。
2. 対象家屋の居住用・事業用割合の確認
○事業専用の部分を所得税青色申告決算書、収支内訳書等を用いて確認
3. 中小事業者等であることの確認
○常時使用する従業員が1,000人以下であることを申告書の誓約事項で確認（個人）
○資本金を申告書の誓約事項で確認（法人）
○大企業の子会社でない旨を申告書の誓約事項で確認（法人）（下記留意事項3）
○性風俗関連特殊営業を行っていない旨を申告書の誓約事項で確認（個人・法人）

以上の項目について認定経営革新等支援機関等が確認し、申告書に押印

③ 申告書提出

- 認定経営革新等支援機関等が確認した申告書
- 認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式
 - 会計帳簿等
 - 所得税青色申告決算書、収支内訳書等

申告期限
令和3年2月1日(月)

留意事項

1. 事業収入とは、一般的な収益事業における売上高と同義です。給付金や補助金収入、事業外収益などの一時的収入は含みません。
2. 対象家屋の事業専用割合は次の書類で確認してください。
 - ・青色申告→「所得税青色申告決算書」の「○減価償却費の計算」における「事業専用割合（％）」
 - ・白色申告→「収支内訳書」の「○減価償却費の計算」における「事業専用割合（％）」
3. 大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。
 - ①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人